平成 25 年 9 月 13 日

各　位

福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目２番８号
株式会社アイフリークホールディングス
代表取締役会長兼社長　永田　万里子
（コード番号：３８４５　JASDAQ）
問い合わせ先　管理担当取締役　猪俣　英夫
電話番号　０３－６７４３－３０００（IR）
U　R　L　http：//www.i-freek.co.jp/

調査委員会の調査報告書を踏まえた再発防止措置について

当社は、平成 25 年 6 月 27 日に「当社連結子会社における不明瞭な取引、平成 25 年 3 月期有価証券報告書提出遅延、当社株式の監理銘柄（確認中）への指定見込み及び第 13 期定時株主総会目的事項並びに延会開催に関するお知らせ」を公表し、不明瞭な取引の事実関係に関して平成 25 年 7 月 30 日に「調査委員会の調査結果及び当社の今後の対応」及び、平成 25 年 8 月 30 日に「調査委員会の追加の調査結果及び当社の今後の対応」を公表してまいりました。

上記 2 度の調査結果を受け、再発防止策を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主の皆様、お取引先様、投資家及び市場関係者の皆様はじめ関係各位に、ご迷惑とご心配をお掛け致しましたこと、深くお詫び申し上げます。

記

１．当社及びグループ各社のコンプライアンス意識の醸成と体制整備

（１）当社グループのコンプライアンス教育の強化

当社では、従来よりグループ会社全社に適用される「コンプライアンス行動規範」を策定のうえ、全社従業員を対象に年１回Ｅ－ラーニングによるコンプライアンス研修を実施しておりました。しかしながら、コンプライアンス意識が必ずしも十分に浸透、徹底されていなかったことを鑑み、速やかに外部弁護士等を講師として、全役員及び全従業員を対象に今回の事例を踏まえた階層別コンプライアンス研修を実施いたします。さらに当該研修内容については、Ｅ－ラーニングによるフォローアップ研修にて補足していくことで、よりきめ細やかな周知・徹底を図ってまいります。また、次年度以降もこの取組みを継続していくことで、グループ全体として、全役員及び全従業員のコンプライアン

ス意識のより一層の醸成を行ってまいります。

（2）内部通報制度の改善

今回の調査で明らかになった不明瞭な資金の流れのいくつかについては、これを覚知することができた従業員等が存在したと考えられます。当社グループでは現在、内部通報制度として「コンプライアンス行動規範」において、内部通報窓口を管理部門又は総務人事部門の責任者と定めた上で、内部通報者の保護も併せて定めていますが、今後、内部通報制度の実効性をより高めるべく、社内通報窓口に加え、外部の弁護士事務所等を社外通報窓口とし、匿名性確保の強化を検討いたします。

２．当社の経営体制の強化

現在、当社の取締役は３名であり、うち１名は社外の非常勤取締役であるため、常勤で業務執行に携われる取締役は、代表取締役を含め２名です。今後、恒常的に取締役の監視・監督機能をより強化するため、早期に臨時株主総会を開催し、取締役を増員いたす予定です。また、当社の管理担当取締役が事業担当取締役を兼務していたことで、取引全体の意思決定・実行と管理・モニタリングを一人で行っており、監視・監督機能が必ずしも十分に機能していなかったと考えられるため、今後は当社の管理担当取締役が事業担当取締役を兼務することを禁止いたしました。

３．業務プロセスの改善と管理の徹底

（1）滞留債権の管理徹底

従来、売掛金等滞留債権管理については、滞留の都度、経理部門と事業部門でメール等により、直接回収に向けての個別的な管理は行っていたものの、事業会社（本年３月迄は各事業部門）毎に毎月何社でどの位の金額の回収遅延があり、どのようなアクションが取られていたのかが明確に可視化できていませんでした。今後、滞留債権及びその対応状況についての一覧資料を作成し、毎月各事業会社の経営会議で報告し経営層で認識するとともに、当社の取締役会においても毎月１回グループ全体の状況を報告し、経営課題として認識できる体制を構築してまいります。

（2）直送卸取引の原則取りやめ

直送卸取引については、当社の事業戦略上の重要性を踏まえ、今後は原則実施しないことといたします。また営業政策上の必要性から例外的に直送卸取引を行う場合であっても、架空取引防止の観点から、一定金額以上の案件については、取引に関する第三者である運送会社の発行した運送伝票や納品先の倉庫における入庫記録等の社外証憑書類により、取引の実在性をチェックすることをルール化いたします。

（3）内部監査の充実

当社は、当社及び各事業会社に対しても内部監査を実施しておりますが、今回の再発防止措置の実施状況については特に重点的な監査項目としてモニタリングを行ってまいります。また、財務報告の信頼性の確保という観点から、当社の経理担当マネージャーも内部監査に参画させることで、より充実した内部監査を実施してまいります。

４．海外子会社の管理監督体制強化・整備

（1）経営体制の強化

アイフリーク アジア パシフィック有限私公司（以下、「IAP」という。）においては、当社と同様に取締役の増員による監視・監督機能の強化を検討してまいりますが、それまでの間、IAP の重要な意思決定に係る内容は、当社が決裁権限を持ち、当社主導で監視・監督していくことで、IAP における経営体制の強化を補完してまいります。なお、IAP については経営体制の強化をし、また今後の事業展開等を鑑みつつ、調査報告書で指摘された商流の見直し、及び以下記載の銀行口座について、関係取引先等への影響を考慮に入れながら必要な追加対応を検討してまいります。

（2）社内諸規則（マニュアル含む）の見直し及び当社による管理の強化

上記に際し、IAP の社内規程（マニュアル含む）を見直し、重要事項については当社取締役会で決裁を行う体制にいたします。また、IAP において行われる取引に関係する稟議承認プロセスについても、当社の経理担当マネージャーを審議者に加え取引状況をタイムリーに把握することで牽制機能の強化に努めてまいります。

（3）IAP の入出金に対する当社によるモニタリングの実施

IAP の銀行口座に関しては、当社の経理部において日々モニタリングを行い、入出金の情報をタイムリーに把握し不明瞭な資金取引が行われないようにコントロールします。特に入出金情報の把握にタイムラグがあった海外プライベート口座に関しては、振込等の際の承認手段である VoiceLog 認証について、IAP 従業員から当社の管理部門に都度メール連絡する運用体制とすることで、当社で入出金の情報をタイムリーに把握できる体制を構築し必要なモニタリングを実施してまいります。

５．社内における処分について

当社は、このたびの不正取引の発生を厳粛に受け止めるとともに、投資家、取引先、その他関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けしたことを鑑み、経営責任及び管理責任を明確にいたします。

また、このような事態を二度と発生させないよう、本日の取締役会にて下記の処分を決定いたしました。

代表取締役会長兼社長	月額報酬の 30%減給
常勤監査役	月額報酬の 10%減給

減給期間は、平成 25 年 10 月～同年 12 月までの 3 か月とする。

以上